

湯沢市総合体育館等スポーツ施設 指定管理者募集に関する質問回答一覧

No	質問日	ページNo	質問対象	質問内容	回答
1	10/3	要項 p 4	4 利用料金に関する事項について	(1) 「指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することが できません 。」とあります。市長が定める基準について教えて下さい。また、しなくても良いということでしょうか？	使用料金の減額又は免除の基準は、「湯沢市社会体育施設減免取扱い基準」に基づき、市が定めるものです。指定管理者はこの基準に従い、市の承認を得た場合に限り利用料金の減額又は免除を行うことができます。なお、減免の実施は必須ではなく、該当する申請があった場合に、市と協議のうえ対応していただくものです。
2	10/3	要項 p 4	5 指定管理料について	「急激な物価上昇が生じた場合は別途協議します」とあり要求水準書 p 18 (9) リスク分担表で「物価の変動は分担（協議）」と記載されています。過去の実績から経費を算出されているかと思いますが最低賃金や保守委託料など何%上昇すればなど協議に当たっての具体的な数字はありますか？ また、要求水準書 p 14、エ指定管理料の算定と支払い（イ）に指定管理料の単年度上限額の記載がありますが、それを超えた場合、ご対応いただけますか？	物価変動等に伴う経費の増減については、個別の費目や上昇率を明確に数値基準として定めているものではありません。社会情勢や経済動向、施設の運営実態等を総合的に勘案し、指定管理者から協議の申し出があった場合に、市と協議のうえ対応を検討します。なお、指定管理料の単年度上限額を超える経費については、原則として市からの追加交付は行いませんが、特段の事情がある場合は別途協議とします。
3	10/3	要項 p 8	1 2 指定管理候補者の選定について	(1) ウ「事業計画の内容が、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。」また同 p 13 事業評価、7 ②でも管理費削減に対する記述あります。同 p 14 事業評価 12 ④では市内事業者の積極的な活用がうたわれています。市内外の業者に圧倒的な価格差がある場合などどちらに優先順位がありますか？	いずれも重要な評価項目であり、どちらか一方を絶対的に優先するものではありません。市内事業者の活用は地域経済の活性化を目的とするものであり、合理的な範囲で積極的な活用を期待しています。ただし、施設運営に支障を来すほどの著しいコスト増となる場合は、総合的なバランスを踏まえて判断してください。
4	10/3	要求水準書 p 4	5 業務の内容及び要求水準について	パークゴルフ場の使用時間が月曜以外の日：午前 9 時～午後 9 時となっております。 現状、夜間は使用していないようですが、R 8 年度以降は行うということでしょうか？	現状では使用実績はほとんどありませんが、施設の利用状況や利用者ニーズに応じて、指定管理者の判断で夜間利用を実施することは可能です。ただし、利用促進策として夜間営業を行う場合は、安全管理体制や光熱費負担等も含め、市と事前に協議してください。
5	10/3	要求水準書 p 5	エ 優先使用の受付について	公益上特に必要と認められる場合の使用申請予約については、市が示す基準に従って・・・とあります。市が示す基準について教えて下さい。 また、要項 p 5 に「維持管理運営費と指定事業費から、利用料金等の収入見込み額を差し引いた金額を指定管理料の上限額」とあります。公益上特に必要と認められる事業が多い場合、収入見込み額が減少すると思いますが、その場合の使用料の補填はありますか？	公益上特に必要と認められる事業とは、市や公共的団体が実施する行事、地域住民の福祉増進に資する活動等を指します。基準の詳細は市が個別に判断し、指定管理者へ通知します。これにより使用料収入が減少した場合でも、原則として指定管理料の増額や補填は行いません。ただし、著しく運営に支障を及ぼす場合は、協議のうえ対応を検討します。

6	10/3	要求水準書 p 11	(6) 広報活動に関する 業務について	施設のPR、指定事業、自主事業等を広く市民に周知するためにチラシ、HP、SNS、FMラジオ等による広報活動を行うこと。 とありますが、様式6号参考収支計画書に広告宣伝費の科目はありません。どの科目に予算措置していますか？	本事業においては、広告宣伝費としての明確な予算措置は行っておりません。 まずは、指定管理料の上限額の範囲内で、効果的かつ工夫を凝らした広報活動に取り組んでいただくことを想定しています。 なお、施設利用の促進等の観点から特に必要と認められる場合は、その内容や経費の妥当性について、市と協議のうえ対応を検討します。 収支計画書には、広報に要する経費を「その他経費」等の区分に含めて記載していただいて差し支えありません。
---	------	---------------	------------------------	--	---